

電子入札による再入札等について（ご注意）

電子入札による再入札等については下記のとおり「ぐんま電子入札共同システム運用基準」等によるものとしますので、該当の場合にはご注意ください。

○再度入札、再々度入札または不落随契について

落札となるべき金額を入札した者がいなかった場合には、参加団体の規定に基づき再度入札、再々度入札または不落随契（以下「再入札等」という。）を行うことができる。

再入札に関する開札の時間については、午前中に開札を行った案件については、当日の午後4時から30分の間、午後に開札を行った案件については、翌日の午前11時30分から30分の間に実施することを基準として、発注担当者が案件毎に指示するものとする。

そのため、再入札の時間については、午前中に開札を行った案件については、当日の午後4時以前の時間まで、午後に開札を行った案件については、翌日の午前11時30分以前の時間までとすることを基準として、発注担当者が案件毎に指示するものとする。

※やむを得ず、上記によらず余裕時間の短い再入札等を行う場合がありますが、その際には入札参加者に個別に連絡しますので対応ください。

ただし、上記時間によらない場合でも余裕時間が基準より超過する場合には連絡はいたしません。（cf. 午後入札を翌日午後に再入札等を行う場合）

*なお、対象入札の辞退者及び分割発注の一抜け等より入札無効の者には通知・連絡等はいりません。

以上に係る連絡・問合せ先

〒374-0052 館林市栄町 23 番地 1

館林土木事務所総務係

TEL:0276-72-4355

FAX:0276-75-3409